

# 厚生労働大臣が定める現物給与の価額

食事の現物給与価額は令和8年4月1日から、住宅の現物給与価額は令和8年10月1日から適用されます。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8. 9. 30まで】	【R8. 10. 1から】	その他の報酬等
	1人1か月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1か月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	1人1か月当たりの住宅の利益の額(総面積1平方メートルにつき)	
北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	時 価 (通勤定期券等)
青森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
岩手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
宮城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
秋田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
山形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
福島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
茨城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
栃木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
群馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
埼玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
千葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
東京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
神奈川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
新潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
富山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
石川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
福井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
山梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
長野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
岐阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
静岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	
愛知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
三重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	
滋賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	
京都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	
大阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	
兵庫	24,900	830	210	290	330	1,580	730	
奈良	24,300	810	200	280	330	1,310	580	
和歌山	24,600	820	210	290	320	1,170	490	
鳥取	25,500	850	210	300	340	1,190	500	
島根	25,500	850	210	300	340	1,150	500	
岡山	24,900	830	210	290	330	1,360	620	
広島	25,200	840	210	290	340	1,410	670	
山口	25,200	840	210	290	340	1,140	500	
徳島	24,900	830	210	290	330	1,160	510	
香川	24,900	830	210	290	330	1,210	550	
愛媛	24,900	830	210	290	330	1,130	500	
高知	25,200	840	210	290	340	1,130	490	
福岡	24,600	820	210	290	320	1,430	670	
佐賀	24,300	810	200	280	330	1,170	510	
長崎	24,900	830	210	290	330	1,150	510	
熊本	25,200	840	210	290	340	1,150	530	
大分	24,600	820	210	290	320	1,170	530	
宮崎	24,300	810	200	280	330	1,080	490	
鹿児島	24,300	810	200	280	330	1,110	470	
沖縄	26,400	880	220	310	350	1,290	620	

※改正箇所は赤字で表示しています。

- 1 現物給与の価額の決定は、原則として被保険者の勤務地(常時勤務する場所)が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- 2 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合、その価額を「時価」とします。
- 3 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 4 〈食事〉…上表の額の3分の2以上を被保険者が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。
- 5 〈住宅〉…【令和8年9月30日まで】居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。  
 玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。  
 洋間は広さを畳敷きに換算(畳1畳1.65㎡)、ダイニングキッチンには台所部分を除き換算します。  
 【令和8年10月1日から】居住する住宅の床面積の合計(総面積)を対象とします。  
 ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除きます。